

令和6年度廿日市市営住宅入居者

(甲種住宅)

常時募集

申込みのしおり

令和6年4月発行

廿日市市営住宅指定管理者

(株) 第一ビルサービス廿日市営業所

(電話) 0829-34-1140



令和6年度の市営(甲種)住宅常時募集の申込みのしおりです。申込みをされる場合、いろいろな資格要件がありますので、この『申込みのしおり』を最後までよくお読みください。

申込資格に関する基準日は、申込受付日とします。

募集対象住宅

吉和地域	花原住宅
宮島地域	網之浦住宅、高葦コーポ、輝ハイツ

募集住宅一覧は毎月25日(土・日曜日・祝日の場合は前営業日)に更新されます。WEBサイトでも確認できますのでご覧ください。

申 込 受 付

受付期間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) 午前8時30分～午後6時30分 (土・日曜日・祝日・年末年始は除く)
受付場所 (問い合わせ)	株式会社第一ビルサービス廿日市営業所 廿日市市串戸一丁目9番44号竹本印刷所ビル1階 (電話) 0829-34-1140 (WEB) https://midori-gr.com/hatsu/



目 次

	ページ
1 申込みから入居まで	1
2 申込資格	2
3 申込方法	3
(1) 受付日時・場所	
(2) 申込みに必要な書類	
(3) 審査に必要な書類	
4 注意事項	3
(1) 申込みについての注意	
(2) 入居にあたっての注意	
(3) 入居後の注意	

1 申込みから入居まで

市営住宅の常時募集について、申込みから入居までは次の手順により行います。

① 申込みの受付

申込みは、「市営住宅入居申込書（甲種住宅用）」を（株）第一ビルサービス廿日市営業所に郵送または持参してください。



② 入居候補者に決定(申込みが重複した場合は、抽選により決定します)



③ 審査



④ 入居決定の通知

入居が決定した方へ、入居決定通知書を郵送します。
次の書類等をご準備ください。

- 敷金（入居時家賃の3ヶ月分）
- 緊急連絡先届



⑤ 入居の手続(緊急連絡先届の提出、敷金の納付、請書への署名)

緊急連絡先届、敷金の領収書をご持参ください。
請書は、原則申込者本人が来所し、署名していただきます。



⑥ 入居可能日の通知

緊急連絡先届の提出・敷金の納付、請書への署名が済んだ方に入居可能日通知書を郵送します。



⑦ カギの交付

入居可能日に住宅のカギをお渡しします。(株)第一ビルサービス廿日市営業所に必ずお越しください。

入居後の注意事項などを説明しますので、原則入居される方がお越しください。



⑧ 入居

入居可能日から15日以内に入居していただくことになります。

2 申込資格

(1) 申込資格

次の①から④までのすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 申込者が原則として成人であること。
- ② 現在、住宅に困っていること。
原則として、持家のある方は申し込めません。(同居しようとする親族に持家所有者がいる場合も含みます。)
- ③ 居住地において賦課された当該市町村の税および使用料を完納していること。
- ④ 入居しようとする家族の中に暴力団員がいないこと。

(2) 条件付きでの申込み

条件付きでの申込み(持ち家売却予定等)については審査日(申込受付日から10日以内)までに当該条件が整う必要があります。

※ 甲種住宅は自宅の建替え等で、一時的に使用も可能ですので、ご相談ください。

3 申込方法

(1) 受付日時・場所

- ・受付日時と場所については、このしおりの表紙をご覧ください。
- ・原則として、申込みをされる方が直接受付場所へお越してください。なお、郵送での申込みも可能です。
- ・入居候補者の決定は、申込書受付の先着順としています。ただし、同日に2人以上が同一住宅への申込みをされた場合は、抽選となります。

(2) 申込みに必要な書類

◆市営住宅(甲種住宅)入居申込書

- ・申込者氏名欄は、必ず申込みをされる方本人が署名してください。
- ・ご希望の住宅名、部屋番号は必ずご記入ください。
(部屋ごとの申込みです。)

※ 未成年の申込みについては、親権者の同意が必要です。

(3) 審査に必要な書類

入居候補者になった方は①および②の書類を申込受付日から 10 日以内にご持参ください。

- ① 申込者と同居親族全員の住民票の写し
- ② 市税等の滞納のない証明(証明願)
 - ・世帯全員のものがが必要です。(中学生以下は除く。)
 - ただし、未成年で所得がない方は除きます。

4 注意事項

(1) 申込みについての注意

- ① 次のような場合は、申込みを無効とします。入居候補者に決定された後でも失格となります。
 - ・申込資格がないとき、または申込みから入居手続までの間に申込資格をなくしたとき。
 - ・申込書などに不正な記載があったとき。
- ② 申込書の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
 - ・申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。申込者本人が入居しなくなったときは失格となります。
- ③ 受付後の申込書の内容変更はできません。
- ④ 申込内容に不備等がある場合は、電話(FAX)により確認させていただくことがありますので、申込書の連絡先欄には、必ず連絡がとれる電話番号(FAX番号)を記入してください。

(2) 入居にあたっての注意

あらかじめ、次のことについて、ご了承ください。

- ・市営住宅は建設年度当時の生活様式を勘案して設計し施工しています。したがって、電気容量が小さいなど電気製品の使用で不都合が生じること等があります。
 - ・新築住宅ではありませんので、風呂、トイレなどの機器は使用に支障がないものは従前のものが設置されています。また、室内も破損箇所は修理していますが、それ以外は従前のままです。
- ① 入居手続きの際に、敷金（入居時家賃の3ヶ月分）を納付していただきます。
 - ② 市営住宅使用請書は、原則申込者本人が来所し、署名していただきます。
 - ③ 市営住宅緊急連絡先届をご提出ください。
 - ・市営住宅の管理上、緊急と判断した際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡し、入居者に関して情報提供等を求める場合がありますので、緊急連絡先は親族等、緊急時に対応可能な人を届出てください。
 - ④ 原則、申込書に記入された全員が、入居可能日から15日以内に入居しない場合は、失格になります。
 - ⑤ 住宅内では、犬・猫などの動物を飼うことはできません。
 - ⑥ 市営住宅は共同生活の場であるため、入居者の皆さんが協力して、快適な生活ができるようルールを守り、生活環境が良くなるよう心がけてください。
 - ⑦ 入居後には、家賃とは別に共益費などを負担していただくこととなります。
例：廊下灯、階段灯、エレベーターなどの電気料、散水栓の水道料など
 - ⑧ 退居にあたって、畳の表替え、襖の張替えなどの修繕は退去者負担です。なお、その他必要に応じて退去者負担で修繕をお願いする場合があります。
 - ⑨ 物価水準変動等によって家賃額が変更することもあります。
 - ⑩ 駐車場は、有料です。

(3) 入居後の注意

次のような場合は、入居されても退去していただきます。

- ① 不正な行為によって入居したとき。
- ② 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。**（家賃は、毎月末日までに納付しなければなりません。）**
- ③ 正当な理由によらずに、15日以上住宅を使用しないとき。
- ④ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ⑤ 周辺環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。
- ⑥ 入居者が暴力団員になったとき。